

果 樹 共 済 引 受 要 綱

	昭和56年 4月23日56農経B第 999号
一部改正	昭和61年 2月 1日61農経B第 40号
"	昭和61年 9月11日61農経B第2924号
"	昭和63年10月 4日63農経B第2427号
"	平成元年 4月21日元農経A第 409号
"	平成 3年 8月22日 3農経B第2106号
"	平成 3年12月 5日 3農経B第3462号
"	平成 6年 1月 6日 5農経B第3473号
"	平成 6年12月 6日 6農経B第3747号
"	平成 7年11月 8日 7農経B第3178号
"	平成 9年12月 2日 9農経B第3095号
"	平成12年 2月 1日12農経B第 224号
"	平成12年 3月31日12農経B第1302号
"	平成12年11月20日12農経B第3787号
"	平成13年 1月 5日12農経A第1774号
"	平成14年 8月14日14経営 第2654号
"	平成15年 6月30日15経営 第1712号
"	平成16年 3月 4日15経営 第6641号
"	平成17年 2月16日16経営 第6878号
"	平成19年 4月 2日18経営 第7047号
"	平成20年12月 3日20経営 第4876号
"	平成20年12月 9日20経営 第5007号
"	平成21年10月 7日21経営 第3474号
"	平成22年 2月 9日21経営 第5897号
"	平成23年 9月 1日23経営 第1663号
"	平成26年 2月10日25経営 第3125号
"	平成27年 3月 9日26経営 第2959号
"	平成27年10月 1日27経営 第1596号

目 次

第1章 通 則

第1節 目 的	1
第2節 果樹共済の種類及び共済目的の種類	1
第3節 共済責任期間	5
第4節 引受けの単位等	6

第2章 標準収穫量

第1節 標準収穫量の設定	8
第2節 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量	1 2

第3章 災害収入共済方式の基準生産金額	1 4
---------------------------	-----

第4章 共済金額

第1節 収穫共済の共済金額	1 5
第2節 樹体共済の共済金額	1 6

第5章 引受け

第1節 組合等の引受け	1 8
第2節 連合会の引受け	2 0

〔別表〕樹体共済の樹齢区分別換算係数	2 3
--------------------------	-----

書類様式目録	2 4
--------------	-----

果 樹 共 済 引 受 要 綱

第 1 章 通 則

第 1 節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）、収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則（昭和56年 3 月31日農林水産省告示第441号）及び特定収穫共済の共済目的の種類に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（昭和56年 3 月31日農林水産省告示第442号）に基づく果樹共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第 2 節 果樹共済の種類及び共済目的の種類

第 1 果樹共済の種類

果樹共済の種類は、次のとおりである。

（1）収穫共済 収穫共済には、次の17種類がある。

種 別			内 容
半相殺方式 〔農家単位で被害樹園地の減収分のみにより損害を把握する収穫共済〕	減収総合方式	一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、昭和61年 1 月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第 4 号の果樹に係る収穫共済
	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」という。）による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき申し出た者に限る。）
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき申し出た者に限る。）
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき申し出た者に限る。）
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき申し出た者に限る。）
		減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき申し出た者に限る。）

全相殺方式	減収総合方式		果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済 (法第120条の3の2第2項の規定に基づき申し出た者で規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
	品質方式		果実の減収及び品質の低下による損害を共済の対象とする収穫共済 (規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
災害収入共済方式			果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする収穫共済 (規則第33条の6の2に規定する者に限る。)
樹園地単位方式	減収総合方式	一般方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち短縮方式以外の収穫共済
		短縮方式	果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、昭和61年1月23日農林水産省告示第137号(農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件)第4号の果樹に係る収穫共済
	特定危険方式	減収暴風雨方式	最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」という。)による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
		減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)
	式	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済(法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。)

（２）樹体共済 樹体共済は樹体の損害を共済の対象とするもの。

第2 共済目的の種類

1 共済目的の種類

(1) 収穫共済

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、かんきつ類の果樹（はつさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。以下「指定かんきつ」と総称する。）、りんご、ぶどう、なし（支那なしの品種に属するなしを除く。以下同じ。）、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル。

ただし、樹園地単位方式についてはりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに限るものとする。

また、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている温室内において栽培されている果樹を除く。

(2) 樹体共済

(1) に掲げる果樹（毎年結実する状態に達していない果樹（未結果樹）を除く。）

結果樹齢に達しているかどうかは、その地域における果樹の植栽形態等によつて異なるので、組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）においてこれらを判定して決めることとするが、標準的な結果開始樹齢はおおむね次表のとおりである。

共済目的の種類	結果開始樹齢(年)	共済目的の種類	結果開始樹齢(年)
うんしゅうみかん	5～8	おうとう	6～7
なつみかん	6～8	びわ	3～5
いよかん	4～6	かき	4～5
指定かんきつ	4～6	くり	4～5
りんご	5～7	うめ	4～5
ぶどう	3～4	すもも	3～5
なし	3～4	キウイフルーツ	3～4
もも	2～3		

2 収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済目的の種類等の細区分

収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済目的の種類等の細区分とは、法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等及び法第120条の6第5項の収穫共済の共済目的の種類等の細区分をいう。収穫共済の共済目的の種類等は次表のとおりであるが、収穫共済の共済目的の種類等の細区分は、平成16年1月30日農林水産省告示第147号（農業災害補償法第120条の6第5項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める件）により都道府県ごとに設定している。

なお、災害収入共済方式については、収穫共済の共済目的の種類等（類区分）を定める告示（昭和48年2月19日農林省告示第210号（農業災害補償法の規定に基づき、特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて主務大臣が定める区分を定める件））が適用されないため、収穫共済の共済目的の種類（ハウス栽培のうんしゅうみかんの3類及びぶどうの4類を除く。以下同じ。）として取り扱われることとなる。

収穫共済の共済目的の種類等		品種、栽培方法等に応じて定める区分及び各区分に属する品種、栽培方法等
共済目的の種類	法第120条の6第1項第1号の農林水産大臣の定める区分	
うんしゅうみかん	1 類	早生うんしゅうの品種
	2 類	普通うんしゅうの品種
	3 類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）を用いて栽培する方法
な つ み か ん		なつみかんの品種
い よ か ん		いよかんの品種
指 定 か ん き つ	1 類	はつさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず、愛媛果試第28号
	2 類	さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、はるみ、レモン、せとか、甘平
り ん ご	1 類	早生の品種
	2 類	中生の品種
	3 類	晩生の品種
ぶ ど う	1 類	早生の品種
	2 類	中生の品種
	3 類	晩生の品種
	4 類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）を用いて栽培する方法
な し	1 類	早生の品種(授粉樹を含む。)
	2 類	中生の品種(授粉樹を含む。)
	3 類	晩生の品種(授粉樹を含む。)
も も	1 類	生食用早生の品種
	2 類	生食用中生及び晩生の品種
	3 類	加工用の品種

お　う　と　う		おうとうの品種
び　　　　　わ		びわの品種
か　　　　　き	1　　　類	甘がきの品種
	2　　　類	渋がきの品種
く　　　　　り		くりの品種
う　　　　　め	1　　　類	小うめの品種(授粉樹を含む。)
	2　　　類	小うめの品種以外の品種（授粉樹を含む。）
す　　　も　　　も		すももの品種
キウイフルーツ		キウイフルーツの品種
パインアップル		パインアップルの品種

(注) 1 うんしゅうみかんの区分の1類及び2類に属する品種の果樹には、うんしゅうみかんの区分の3類に属する栽培方法により栽培されている果樹は含まれないものとする。

2 ぶどうの区分の1類、2類及び3類に属する品種の果樹には、ぶどうの区分の4類に属する栽培方法により栽培されている果樹は含まれないものとする。

3 指定かんきつの区分の1類に属するゆずについては、未成熟果である青玉収穫による果樹は含まれないものとする。

3 樹体共済の共済目的の種類等

樹体共済の共済目的の種類等とは、法第120条の6第6項の樹体共済の共済目的の種類等をいうが、当面、未結果樹（幼木）は対象とされていないため、同項に基づく類区分はなされていないので、樹体共済については、樹体共済の共済目的の種類として取り扱われることとなる。

第3節 共済責任期間

第1 収穫共済の共済責任期間

1 収穫共済の共済責任期間は、次のとおりである。共済責任期間の開始する期日は、その地域の当該果樹の実態を勘案して共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）で明らかにし、統一的な取扱いをするものとする。

(1) 半相殺方式のうち減収総合方式の一般方式（以下「半相殺減収総合一般方式」という。）、全相殺方式、災害収入共済方式及び樹園地単位方式のうち減収総合方式の一般方式（以下「樹園地減収総合一般方式」という。）

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ
花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びびわ

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん及び指定かんきつ

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) パインアップル

夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(2) 半相殺方式のうち減収総合方式の短縮方式（以下「半相殺減収総合短縮方式」という。）及び特定危険方式（以下「半相殺特定危険方式」という。）並びに樹園地単位方式のうち減収総合方式の短縮方式（以下「樹園地減収総合短縮方式」という。）及び特定危険方式（以下「樹園地特定危険方式」という。）

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ

発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん、いよかん及びうめ

開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん、指定かんきつ及びびわ

開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) パインアップル

夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

2 1の(1)及び(2)の果実の収穫とは果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。

ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵する時までをいう。

第2 樹体共済の共済責任期間

樹体共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、共済規程等で定める日から1年間である。

なお、共済規程等でこの始期を定めるに当たっては、引受事務の効率化等の観点から半相殺減収総合一般方式、全相殺方式、災害収入共済方式及び樹園地減収総合一般方式の共済責任期間の始期と合わせるとともに、損害評価時期の統一を図るため同一都道府県の区域内ではできるだけ同時期とするものとする。

第4節 引受けの単位等

1 果樹共済の申し込みは、農業共済組合の組合員又は法第120条の3第1項の果樹共済資格者（以下「申込者」と総称する。）が、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び樹体共済の共済責任期間に当たる期間（1年間）ごとに行うものとされているが、引受けは収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式については収穫共済の共済目的の種類）又は樹体共済の共済目的の種類による区分を単位として、申込者ごとに行うものとする。

2 引受面積及び引受本数は、1の引受単位ごとの栽培面積又は栽培本数による。

ただし、散在樹についての栽培面積は、その樹冠面積により見積つた面積とする。この場合において、引受面積の計量単位は、アールとするが0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

なお、引受面積及び引受本数の算出に当たっては、品種別・樹齢別（半相殺方式及び樹園地単位方式については更に樹園地別）の内訳を明らかにしておくものとする。この場合において果樹の樹齢は、本園に1年生苗木を定植する場合を基準として、定植の年から暦年に従って計算する。ただし、高接ぎの場合は、台木の樹齢による。

- 3 2の樹園地とは、農道（作業道）、水路、防風林、石垣、側溝等により区画されたもの又は同一の柵等により区画されたものを1樹園地とするものとする。ただし、傾斜地にみられる石垣等で区画されている面積の極めて小さいものは、同一作業単位等に取りまとめて1樹園地とするものとする。

第2章 標準収穫量

第1節 標準収穫量の設定

第1 半相殺方式及び樹園地単位方式

1 標準収量表案の作成

- (1) 組合等は、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）及び果樹関係団体の協力を得て果樹共済事業を実施する果樹（半相殺方式及び樹園地単位方式による収穫共済の引受けが行われる収穫共済の共済目的の種類等たる果樹に限る。）について農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別結果樹面積、新植面積及び改廃面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として、収穫共済の共済目的の種類等ごとに10アール当たり及び1本当たりの樹齢別標準収穫量を記載した標準収量表（様式第1号）案及び樹齢別10アール当たり及び1本当たり標準収穫量グラフ（様式第2号）案を作成するものとする。

この場合の樹齢の刻みは、樹齢ごとの収穫量の格差を勘案して設定するものとするが、おおむね成長期は1年、盛果期は3～5年、衰退期は1～3年を標準とするが、パインアップルについての樹齢の刻みは1年とする。

ただし、同一の収穫共済の共済目的の種類等たる果樹であつても品種、組合等の区域を分けた地域又は栽培条件（地形等）、植栽形態（密植栽培、わい化栽培等）等の要因により平均単位当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成するものとする。

- (2) 標準収量表案及び標準収穫量グラフ案は、3年ごとに作成するものとするが、果樹栽培者の状況に変動がある等必要があるときは、その必要がある年ごとに作成するものとする。
- (3) 組合等は、(1)により標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を作成するときは、必要に応じて損害評価会の意見を聴くものとする。
- (4) 組合等は、(1)により作成した標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を都道府県知事に報告するものとする。

2 標準収量表の決定

- (1) 都道府県知事は、連合会又は特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）及び果樹関係団体等の協力を得て、1の(4)により組合等から報告された標準収量表案及び標準収穫量グラフ案を検討し必要に応じこれを修正した上で「収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則」（以下この章において「準則」という。）第1項の規定により、当該組合等の標準収量表（様式第1号）及び標準収穫量グラフ（様式第2号）を決定し組合等に通知する。
- (2) 都道府県知事は、(1)により標準収量表及び標準収穫量グラフを決定したときは、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告する。

3 年産別標準収量表の作成

- (1) 都道府県知事は、果実の年産ごと、組合等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等ごとに、次式により年産別適用係数を算出し、組合等に通知する。なお、係数の単位は小数点以下第5位を四捨五入し第4位までとする。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{第2節第1又は第2により都道府県知事が定めた
当該年産の単位（10アール）当たり収穫量}}{\text{2の標準収量表から得られる収穫共済の共済目的
の種類等ごとの平均10アール当たり収穫量}}$$

- (2) 組合等は、(1)により都道府県知事が通知した年産別適用係数を当該組合等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収量表（要因ごとに標準収量表を作成している場合にあつては、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る要因別の標準収量表）に適用して当該年産に係る標準収量表とするものとする。

4 標準収穫量

組合等が準則第1項及び第3項の規定により収穫共済の共済目的の種類等（法第120条の6第5項の規定により農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、その収穫共済の共済目的の種類等については、その定めた細区分。以下「細区分等」という。）ごと、果実の年産ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに定める標準収穫量は次の方法により定めるものとする。

- (1) 組合等は、細区分等ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの樹齢別結果樹面積又は樹齢別植栽本数に3の(2)の当該年産に係る標準収量表の当該樹齢に係る単位当たり収穫量を乗じて得られる数量を細区分等ごと及び樹園地ごとに合計して、細区分等ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの標準収穫量設定の基礎となる数量を定めるものとする。
- (2) 組合等は、当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できるときは、(1)の規定にかかわらず、(1)の方法により算出した数量に、果樹共済損害評価要綱（昭和61年2月17日付け61農経B第384号農林水産省経済局長通知）第2章第1の規定の例により設定した当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件指数又は肥培管理指数を乗じて得られる数量を当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量設定の基礎となる数量とすることができるものとする。
- (3) 組合等は、申込者に係る細区分等たる果樹の過去一定年間の収穫量が、農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた果実の数量に関する資料（以下「出荷資料」という。）から把握できるときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、第2の1による標準収穫量設定方法により算出した数量を当該細区分等たる果樹の栽培を行う樹園地の結果樹面積又は植栽本数、樹齢等を勘案して、当該申込者の樹園地ごとに配分して得られる数量を当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量設定の基礎となる数量とすることができるものとする。
- (4) 組合等は、(1)、(2)及び(3)で定めた標準収穫量設定の基礎となる数量及び次の事項を参酌して標準収穫量を決定する。

ア (1)及び(2)により標準収穫量設定の基礎となる数量を定めた場合にあつては、次の事項

(ア) 当該樹園地の当該細区分等たる果樹に係る損害評価実績

(イ) 申込者に係る細区分等たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があつた場合には、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

イ (3)により標準収穫量設定の基礎となる数量を定めた場合にあつては、アの(イ)の事項

- (5) (4)の規定にかかわらず半相殺減収総合短縮方式、半相殺特定危険方式、樹園地減収総合短縮方式及び樹園地特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、(4)の規定の例により算定される標準収穫量に、花芽の形成期から発芽期（うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ及びびわにあつては、春枝の伸長停止期から開花期）までの期間内において、

果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定したその期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値とする。

第2 全相殺方式

1 減収総合方式

組合等が準則第4項の規定により、細区分等ごと、果実の年産ごと及び申込者ごとに定める標準収穫量は農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- (1) 組合等は、細区分等ごと及び申込者ごとに、最近5か年の出荷資料から各年の10アール当たり収穫量を算出する。
- (2) (1)で算出した各年の10アール当たり収穫量から、細区分等ごと及び申込者ごとに、最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量を算出する。
- (3) (1)で算出した各年の10アール当たり収穫量から、細区分等ごと及び申込者ごとに、次式により10アール当たり収穫量の伸び率を算出する。

$$\text{10アール当たり収穫量の伸び率} = \left(\frac{\text{最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}{\text{最近年の前年までの4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}} \right)^2$$

なお、組合等は、最近の収穫量の推移の状況、細区分等ごとの果樹の樹齢構成の変化等を勘案して10アール当たり収穫量の伸び率を調整することができるものとする。

- (4) 組合等は、(2)で算出した平均10アール当たり収穫量に(3)で算出した当該申込者の当該細区分等に係る10アール当たり収穫量の伸び率及び当該申込者の当該細区分等に係る引受面積を乗じて細区分等ごと及び申込者ごとの標準収穫量の設定の基礎となる数量を定めるものとする。
- (5) 組合等は、(4)で定めた標準収穫量の設定の基礎となる数量及び申込者に係る細区分等たる果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があつた場合における台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌して標準収穫量を決定する。

2 品質方式

組合等は、第2の1の規定の例により品質調整をしていない標準収穫量を設定し、これに次の方法により算出される品質指数を乗じて得た数量を当該申込者の当該細区分等に係る品質方式の標準収穫量とするものとする。

(1) 品質指数

品質指数は、申込者ごと及び細区分等ごとに、次式により算出する。

$$\text{品質指数} = \frac{\text{申込者の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}}{\text{組合等の区域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}}$$

ただし、この式により算出された品質指数を数区分に区分し、それぞれの区分ごとに、その区分の中央値(当該区分の上限と下限の中央値)をもつて当該申込者の当該細区分等に係る品質指数とすることができる。

この場合において、各区分は0.1以内の等間隔とし、かつ、その中央値が1となる区分を含むように

第3 組合等は、標準収穫量を定めるときは、必要に応じて損害評価会の意見を聴くものとする。

第4 組合等の定める標準収穫量の設定結果の調査

連合会は、組合等が収穫共済の共済目的の種類等ごと、果実の年産ごと及び樹園地ごとに定めた標準収穫量の設定結果の適否につき、組合等が提出した引受通知書の副本による書面審査又は必要に応じて組合等における当該設定経過の調査を行い、必要な場合は組合等に対し適正な標準収穫量の設定について助言するものとする。

第2節 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

第1 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

1 組合等ごとの単位当たり収穫量

都道府県知事は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、果実の年産ごと及び組合等ごとに、農林水産統計資料その他関係機関が作成した果樹に関する資料を基礎として、最近5か年間の各年産ごとの組合等の単位当たり収穫量を定める。この場合においては、その定められる組合等の単位当たり収穫量は、当該収穫共済の共済目的の種類等が法第120条の6第1項第1号の区分が定められた共済目的の種類に係るものであるときはこれを当該組合等の区域内の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹の栽培面積を重みとして当該都道府県について算術平均し、さらにその算術平均したものを当該都道府県の区域内の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類について算術平均したものが、当該収穫共済の共済目的の種類等が同項の区分が定められた共済目的の種類に係るもの以外のものであるときはこれを当該組合等の区域内の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果樹の栽培面積を重みとして当該都道府県について算術平均したものが、それぞれ果実の年産ごとに経営局長が定める当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年産の単位当たり収穫量に一致するようにする。

2 組合等ごとの平均単位当たり収穫量

- (1) 1で算出した組合等ごとの単位当たり収穫量のうちから県（都道府）内全組合等について5か年中中庸3か年のものを単純算術平均の方法により算出した数量を経営局長が別に定める方法により調整して得た数量とする。
- (2) (1)により算出された組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、当該組合等の区域内の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹の樹齢別面積、過去における収穫量の実績等に照らし適当でないと認められるときは、(1)の規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該組合等についての当該平均単位当たり収穫量を修正することができる。

3 都道府県知事は、組合等ごとの農林水産統計資料その他関係機関が作成した果樹に関する資料の栽培面積を重みとし、組合等ごとの2より算出された平均単位当たり収穫量を算術平均して、当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

4 3により算出された都道府県の平均単位当たり収穫量（当該平均単位当たり収穫量に係る収穫共済の共済目的の種類等が法第120条の6第1項第1号の区分が定められた共済目的の種類に係るものであるときは、これを当該都道府県の区域内の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類について算術平均したもの）に対する果実の年産ごとに経営局長が定

める当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年産の単位当たり収穫量の比率を求め、その比率を2により算出した当該組合等の平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

- 5 都道府県知事は、組合等の単位当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部の助言を受ける。

第2 単位当たり収穫量の据え置き

都道府県知事は、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年産の単位当たり収穫量が、前年産の単位当たり収穫量と同一であり、かつ、その年産の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき組合等ごとの平均単位当たり収穫量が前年産の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とした組合等ごとの平均単位当たり収穫量とほとんど差がないときは、第1にかかわらず、前年産の組合等の単位当たり収穫量と同一の数量をその年産の組合等の単位当たり収穫量として定めることができる。

第3 単位当たり収穫量の決定報告

1 組合等への通知

都道府県知事は、第1又は第2の規定により組合等の単位当たり収穫量を定めたときは、遅滞なく、これを当該組合等に通知する。

2 経営局長への報告

都道府県知事は、第1又は第2により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの単位当たり収穫量決定報告書（様式第3号）を作成して経営局長に報告する。

第3章 災害収入共済方式の基準生産金額

第1 基準生産金額の設定

組合等が「特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則」第1項の規定により収穫共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに定める基準生産金額は、農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- 1 組合等は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに、最近5か年の農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた果実の数量及び価格に関する資料（以下「出荷数量及び価格に関する資料」という。）から次式により各年の10アール当たり生産金額を算出する。

$$\begin{array}{lcl} \text{10アール当たり} & & \text{総販売金額} - \text{農業協同組合等が控除する必要経費部分} \\ & = & \hline \text{生産金額} & & \text{当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類たる果樹の栽培面積} \end{array}$$

この場合において、農業協同組合等が控除する必要経費部分とは、農業協同組合等が果実の選果販売をするに当たって通常要する経費（荷受会社手数料、出荷団体手数料、集出荷経費、出荷対策費等）をいう。

- 2 1で算出した各年の10アール当たり生産金額から、収穫共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに最近5か年中中庸3か年の平均10アール当たり生産金額を算出する。

なお、組合等は、最近の生産金額の推移の状況等を勘案して平均10アール当たり生産金額を調整する必要があると認めたときは、都道府県及び連合会（特定組合にあつては都道府県）と協議の上、平均10アール当たり生産金額を調整することができるものとする。

- 3 組合等は、2で算出した平均10アール当たり生産金額に当該申込者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る引受面積を乗じて収穫共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの基準生産金額の基礎となる金額を定めるものとする。
- 4 組合等は、3で定めた基準生産金額の基礎となる金額、申込者に係る収穫共済の共済目的の種類たる果樹の樹齢構成の変化及び当該果樹について高接ぎ、樹体の損傷等があつた場合における台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等を参酌して基準生産金額を決定する。

第2 損害評価会による検討

組合等は、第1の4により基準生産金額を決定する場合においては、損害評価会の検討を求めるものとする。

第4章 共済金額

第1節 収穫共済の共済金額

第1 共済金額

1 半相殺方式

半相殺方式の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとに、果実の単位当たり価額に、樹園地ごとの標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において「標準収穫金額」という。）に、100分の40から100分の60の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額の100分の70（特定危険方式にあつては100分の80）を超えない範囲内で申込者が申し出た金額とする。

この場合において、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、標準収穫金額は、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、樹園地ごとの当該細区分に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額を当該収穫共済の共済目的の種類等につき合計して得た金額とする。

2 全相殺方式

全相殺方式の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとに、果実の単位当たり価額に、その者の標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において「標準収穫金額」という。）に、100分の40から100分の60の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内で申込者が申し出た金額とする。

この場合において、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、標準収穫金額は、その者の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額を当該収穫共済の共済目的の種類等につき合計して得た金額とする。

3 災害収入共済方式

災害収入共済方式の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに、第3章で定めた基準生産金額に100分の40から100分の60の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず基準生産金額の100分の80に相当する金額を超えない範囲内において申込者が申し出た金額とする。

4 樹園地単位方式

樹園地単位方式の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び樹園地ごとに、果実の単位当たり価額に、樹園地ごとの標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において「標準収穫金額」という。）の100分の40から100分の50の範囲内で組合等が共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず標準収穫金額の100分の60（特定危険方式にあつては100分の70）を超えない範囲内で申込者が申し出た金額とする。

この場合において、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、標準収穫金額は、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、その樹園地の当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額とする。

第2 果実の単位当たり価額

第1の果実の単位当たり価額は、法第120条の6第2項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により農林水産大臣が定めた当該細区分等及び同項の規定により農林水産大臣が定めた地域に係る果実の単位当たり価額とする。

第2節 樹体共済の共済金額

第1 共済金額

樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに、共済価額に100分の40から100分の60の範囲内で共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず共済価額の100分の80を超えない範囲内において申込者が申し出た金額とする。

第2 共済価額

組合等が「収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則」第6項の規定により樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに定める共済価額は、次により定めるものとする。

- 1 申込者が当該樹体共済の共済目的の種類たる果樹を半相殺方式、全相殺方式若しくは樹園地単位方式にも付する場合又は樹体共済のみに付する場合には、次の方法により定めるものとする。

（1）共済価額の算定

樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの共済価額は、当該申込者が栽培する果樹で当該樹体共済に付されるものを細区分等ごとに区分し、その区分された果樹をさらに別表に掲げる樹齢区分ごとに区分し、その区分された果樹（以下「細区分等及び樹齢区分別の果樹」という。）ごとの標準収穫金額を次の①の式により算定し、次の②の式によりその算定された標準収穫金額にそれぞれ当該細区分等及び当該樹齢区分に係る別表の換算係数を乗じて得た金額を樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに合計した金額とする。

$$\text{① 細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫金額} = \text{当該細区分等に係る（2）の果実の単位当たり価額} \times \text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量}$$

$$\text{② 樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの共済価額} = \sum \left[\text{細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫金額} \times \text{当該細区分等及び当該樹齢区分に係る別表の換算係数} \right]$$

（2）樹体共済における果実の単位当たり価額

樹体共済における果実の単位当たり価額は、収穫共済に適用される果実の単位当たり価額を用いるものとするが、その適用は樹体共済の共済責任期間の開始時を基準とし、①その開始時が減収総合短縮方式及び特定危険方式以外の収穫共済の共済責任期間の開始する時と同じである場合はその収穫共済の共済責任期間に係る年産に適用される前節第2の果実の単位当たり価額、②その開始時がこれと異なる場合は当該樹体共済の共済責任期間の開始前の最も近い時に始まっている収穫共済（減収総合短縮方式及び特定危険方式による収穫共済を除く。）の共済責任期間に係る年産に適用された同節第2の果実の単位当たり価額とする。

(3) 細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量の算定

(1) の①式の細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量は、(2)により適用されることとなる果実の単位当たり価額に係る年産と同じ年産についてのものとし、次の方法により定めるものとする。

ア 当該申込者が当該樹体共済の共済目的の種類たる果樹を半相殺方式、全相殺方式又は樹園地単位方式による収穫共済にも付する場合には、その方式に応じ次の数量とする。

(ア) 半相殺方式

第2章第1節第1の4で定めた細区分等ごと及び樹園地ごとの標準収穫量を細区分等ごと及び申込者ごとに合計して得られる数量を当該樹齢区分に属する果樹の植栽面積等を勘案して配分して得た数量

(イ) 全相殺方式

㊦ 減収総合方式

第2章第1節第2の1で定めた細区分等ごと及び申込者ごとの標準収穫量を当該樹齢区分に属する果樹の植栽面積等を勘案して配分して得た数量

㊧ 品質方式

第2章第1節第2の2で定めた細区分等ごと及び申込者ごとの標準収穫量を当該樹齢区分に属する果樹の植栽面積等を勘案して配分して得た数量

(ウ) 樹園地単位方式

第2章第1節第1の4で定めた細区分等ごと及び樹園地ごとの標準収穫量を細区分等ごと及び申込者ごとに合計して得られる数量を当該樹齢区分に属する果樹の植栽面積等を勘案して配分して得た数量

イ 当該申込者がその栽培する果樹を樹体共済のみに付する場合には、アの(ア)に準じて定めた数量とする。

2 当該申込者が当該樹体共済の共済目的の種類たる果樹を災害収入共済方式にも付する場合には、次の方法により定めるものとする。

樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの共済価額は、次の式により算出した金額とする。

$$\text{樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの共済価額} = \Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{樹齢区分別の果樹ごとの} & \times \\ \text{基準生産金額} & \text{当該樹齢区分に係る} \\ & \text{別表の換算係数} \end{array} \right]$$

この場合において樹齢区分別の果樹ごとの基準生産金額とは、第3章で定めた当該申込者に係る基準生産金額を当該樹齢区分に属する果樹の品種、栽培面積等を勘案して樹齢区分別の果樹ごとに配分して得た金額とする。

3 当該申込者が当該樹体共済の共済目的の種類たる果樹を半相殺方式若しくは全相殺方式又は樹園地単位方式及び災害収入共済方式にも付する場合には、樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとの共済価額は、災害収入共済方式以外の収穫共済に付される果樹については1により、災害収入共済方式に付される果樹については2によりそれぞれ算定し、これらを樹体共済の共済目的の種類ごと及び申込者ごとに合計して定めるものとする。

第5章 引受け

第1節 組合等の引受け

第1 園地台帳の作成

1 組合等は、法第120条の2第1項の共済規程等で定める申込期間の終了時までに、新たに果樹共済への加入が見込まれる者の樹園地の全部について、共済目的の種類ごとに、全相殺方式又は災害収入共済方式以外の収穫共済にあつては、植栽図及び次の事項を記載した園地台帳（様式例第4号）を、全相殺方式又は災害収入共済方式にあつては次の事項を記載した園地台帳を作成するものとする。

ただし、植栽図については、同一樹園地に同一品種又は同一の細区分に属する品種が植栽されていること等損害評価において抜取調査が適正にできると認められるときは、省略することができる。

なお、特定組合以外の組合等については、植栽図を省略する場合にあつては、連合会と協議の上行うものとする。

- (1) 共済目的の種類
 - (2) 品種名、所在地（地名地番）、栽培面積、樹齢別植栽本数
 - (3) 樹園地の状況
 - (4) 肥培管理の状況
 - (5) 果樹の状況
 - ア 樹体の損害状況
 - イ 高接ぎの状況
- 2 組合等は、園地台帳の作成に当たっては、必要に応じ農業協同組合その他果樹関係団体の協力を得るものとする。
- 3 組合等は、毎年加入申込書に基づき、1により作成した園地台帳を補正するものとする。補正に当たっては、必要に応じて聴取調査又は現地調査を行うものとする。

第2 引受け

1 加入申込書

- (1) 組合等は、毎年共済規程等の定める申込期間内に、果樹共済の申込みをしようとする者に加入申込書（様式例第5号）を提出させるものとする。
- (2) 組合等は、継続加入をしようとする者については、前項の加入申込書に代えて前年の加入申込書の記載事項のうち変更があつた事項についてのみ記載した加入申込書を提出させることができる。
- (3) (2)の場合においては、組合等は、前年の加入申込書の変更のあつた事項を記入し、整理する等その年の加入申込みの内容が明らかになるようにしておかなければならない。

2 引受けの方法

- (1) 加入申込書の配布及び記載事項の指導
 - ア 組合等は、果樹共済の加入が見込まれる者に対して加入申込書を共済規程等で定める申込期間の開始前までに配布するものとする。
 - イ 組合等は、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て加入申込書の記載事項について指導を行うものとする。
- (2) 加入申込書の検討

ア 組合等は、加入申込書が提出されたときは、次の事項について園地台帳、出荷実績等によりその内容の検討を行う。

(ア) 誤記、記入もれ、架空申告の有無等

(イ) 栽培面積及び栽培本数が適正に記入されているか。

(ウ) 共済目的の種類ごとに、当該申込みに係る果樹が、その者の現に栽培している果樹で当該申込みができるもののすべてであるか。また、樹園地単位方式の共済目的の種類が法第150条の5の13第1項の政令で定める共済目的の種類であるか。

(エ) 当該申込みに係る果樹のうちに収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式にあつては、収穫共済の共済目的の種類）又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が法第120条の2第1項の共済規程等で定める基準に達しない果樹がないか、また、法第120条の3の2第3項の規定に基づく特定危険方式の申出を行つた者の果樹の栽培に関する条件が同条第1項の政令で定める基準に該当しているか。

(オ) 防災施設の申告がある場合、防災施設を用いて栽培される果樹は正確に記載されているか、また、申告された防災施設は割引きの対象となる施設であるか。

(カ) 申込者が当該申込みに係る果樹を全相殺方式又は災害収入共済方式に付することを申し込んだ場合にあつては、当該申込者が規則第33条の6の2に規定する者に該当しているか否か。なお、全相殺方式（減収総合方式）に申し込んだ場合にあつては、品質を加味しない方式で実施する旨申し出ているか。

(キ) 当該申込みに係る果樹のうちに次に掲げる事由に該当する果樹がないか。

① 収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。例えば、肥培管理の著しく粗放である果樹、散在樹、法第84条第1項第5号の事故が発生している果樹又はその事故の原因が生じている果樹。

② 標準収穫量、基準生産金額又は共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量、生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。例えば、栽培方法等が通常のものとは著しく異なっている果樹、新品種の果樹。

③ 減収量又は損害の額の適正円滑な認定が困難であること。例えば、観光農園に植栽されている果樹、著しく遠隔地にある果樹で円滑な損害評価が困難なもの。

④ 果実の収穫を目的としないことその他通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがあること。例えば、観賞用の果樹、試験研究用の果樹。

イ 組合等は、アによる検討の結果、不備があると思われる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、聴取調査又は現地調査の方法により栽培の実態を正確に把握し、不備があるときは、その加入申込書を提出した者に対し、事実を明示して加入申込書の訂正を行わせるものとする。

(3) 引受けの確定及び申込みの承諾

ア 組合等は、(2)の検討結果による加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの確定を行い、速やかに申込者に加入の承諾をした旨並びに払込むべき共済掛金の額、納入期限及び納入場所を通知するものとする（様式例第7号及び同例第8号）。

なお、果樹共済掛金の分納又は延納納入を申請している申込者に対しては、共済掛金の額を通知し、果樹共済掛金分納延納保証書（様式例第6号）を提出させた後、引受の確定を行うものとする。

また、申込みを承諾しない場合には、申込者にその旨を通知するものとする。

イ 申込みの承諾は、共済責任期間の開始前に行わなければならない。

ウ (2) のイにより加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じないときは、組合等は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(4) その他

ア 組合等は、申込者から(3)のアで確定した事項が事実と相違するか若しくは誤りがある旨の通知があつたとき又は組合等がこれを発見したときは、遅滞なく所要の措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは加入申込書を訂正しておくものとする。

イ 組合等は、アにより加入申込書の訂正を行つたときは、その旨を申込者に通知しなければならない。

ウ 組合等は、ア又はイにより訂正された加入申込書に基づいて申込者ごとの引受けの再確定をするものとする。

(5) 引受通知書の作成及び提出

ア 引受通知書の作成及び提出

(ア) 組合等(特定組合を除く。)は(3)により申込者ごとに引受の確定を行つたときは、連合会の定める期日までに、引受通知書(様式第9号、同第10号又は同第11号)を作成し、連合会に提出しなければならない。

(イ) 特定組合は(3)により申込者ごとに引受けの確定を行つたときは、特定組合の引受通知書(様式第12号、同第13号又は同第14号)を作成し、第2節第4の1に示した期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、都道府県知事は、必要があれば、上記特定組合の引受通知書等の写しの提出を特定組合に求めることができる。

イ 引受通知書作成上留意すべき事項

(ア) 基準共済掛金率、標準収穫量(災害収入共済方式にあつては基準生産金額)、共済価額等については、誤りなく記載すること。

(イ) 前年の引受けに対し、引受戸数又は引受面積が著しく変動した組合等にあつては、その理由を記載すること。

(6) 引受通知書の変更

ア 組合等(特定組合を除く。)は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに改めて引受通知書を作成し、変更事由を明記した書面を添えて連合会に提出しなければならない。

イ 特定組合は、既に提出した特定組合の引受通知書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに改めて特定組合の引受通知書を作成し、変更理由を明記した書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、都道府県知事は、必要があれば、上記特定組合の引受通知書の写しの提出を特定組合に求めることができる。

第2節 連合会の引受け

第1 引受通知書の提出期日

連合会は、引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、組合等に対して、その期日までに引受通知書を提出させるものとする。

第2 組合等ごとの引受けの確定

- 1 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、組合等ごとの引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積、引受本数、標準収穫量（災害収入共済方式にあつては基準生産金額）又は共済価額が前年産の引受実績に比べ著しく増減があつて、その理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、場合によつては実態調査を行わせることにより、不備があるものについては訂正させるものとする。
- 2 連合会は、1による引受けの確定をするに当たつて、現地において実態を調査する必要があると認めたときは、都道府県知事に連絡の上、必要があれば協力を要請して当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、その結果に基づき、適正な引受けが行われるよう組合等を指導するものとする。

第3 組合等ごとの引受けの再確定

連合会は、第2の1により組合等ごとの引受けの確定した後において、組合等から第1節第2の2の（6）により変更された引受通知書が提出されたときは、第2に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第4 再保険引受通知書の作成及び提出

- 1 連合会は、組合等ごとの引受けの確定をしたときは、再保険引受通知書（様式第15号、同第16号又は同第17号）を作成し、組合等の引受通知書の副本を添えて、次の期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

共済目的の種類	減収総合短縮方式及び特定危険方式 以外の収穫共済及び樹体共済	減収総合短縮方式及び特定危険方式 による収穫共済
うんしゅうみかん	9月末日	7月末日
な つ み か ん	9月末日	7月末日
い よ か ん	9月末日	7月末日
指 定 か ん き つ	9月末日	7月末日
り ん ご	9月末日	6月末日
ぶ ど う	9月末日	6月末日
な し	9月末日	6月末日
も も	9月末日	6月末日
お う と う	9月末日	6月末日
び わ	9月末日	4月末日
か き	9月末日	6月末日
く り	9月末日	6月末日
う め	9月末日	6月末日
す も も	9月末日	6月末日
キウイフルーツ	9月末日	6月末日
パインアップル	9月末日	—

- 2 連合会は、既に提出した再保険引受通知書の記載事項に変更が生じたときは、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の副本、組合等ごとにその理由を明記した書面を添えて、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 なお、都道府県知事は、必要があれば、上記 1 又は 2 の再保険引受通知書等の写しの提出を連合会に求めることができる。

〔別表〕樹齢区分別換算係数

樹 体 共 済 の 共 済 目 的 の 種 類 等																																	
うんしゅう みかん		なつみかん		いよかん		かんきつ類の果樹 (うんしゅうみかん、なつ みかん及びいよかんを除く。)		りんご		ぶどう		なし		もも		おうとう		びわ		かき		くり		うめ		すもも		キウイ フルーツ					
樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数	樹齢 区分	換算 係数				
～5年	9.1	～10年	8.3	～5年	6.6	～5年	6.6	～5年	7.9	～5年	2.0	～5年	6.0	～5年	2.7	～10年	6.5	～5年	9.9	～5年	10.1	～5年	6.7	～5年	4.0	～5年	2.6	～5年	2.5				
6年 ～10年	7.4	11年 ～15年	8.1	6年 ～10年	10.6	6年 ～10年	10.6	6年 ～10年	4.6	6年 ～10年	4.8	6年 ～10年	6.7	6年 ～10年	4.3	11年 ～15年	4.6	6年 ～10年	7.1	6年 ～10年	7.2	6年 ～10年	5.1	6年 ～10年	7.3	6年 ～10年	5.8	6年 ～15年	6.6				
11年 ～15年	5.8	16年 ～35年	8.0	11年 ～15年	9.2	11年 ～15年	9.2	11年 ～15年	6.2	11年 ～15年	5.0	11年 ～20年	6.8	11年 ～15年	2.9	16年 ～25年	4.5	11年 ～15年	6.2	11年 ～15年	7.1	11年 ～15年	5.6	11年 ～15年	7.6	11年 ～15年	6.1	16年 ～20年	5.4				
16年 ～20年	5.4	36年 ～40年	6.8	16年 ～20年	8.8	16年 ～20年	8.8	16年 ～20年	6.7	16年 ～20年	5.1	21年 ～25年	6.1	16年 ～20年	2.3	26年 ～30年	3.0	16年 ～30年	5.9	16年 ～30年	7.0	16年 ～20年	4.5	16年 ～20年	7.7	16年 ～20年	4.3	21年 ～25年	4.3				
21年 ～30年	5.1	41年 ～45年	5.6	21年 ～25年	8.7	21年 ～25年	8.7	21年 ～30年	6.9	21年 ～25年	4.0	26年 ～30年	5.3	21年 ～25年	1.0	31年 ～35年	2.1	31年 ～35年	4.6	31年 ～35年	6.1	21年 ～25年	3.0	21年 ～25年	6.4	21年 ～25年	2.7	26年 ～30年	2.8				
31年 ～35年	5.0	46年 ～50年	4.3	26年 ～30年	7.3	26年 ～30年	7.3	31年 ～35年	6.2	26年 ～30年	2.7	31年 ～35年	4.1	26年 以上	0.3	36年 ～40年	1.1	36年 ～40年	2.8	36年 ～40年	5.1	26年 ～30年	1.3	26年 ～30年	5.3	26年 ～30年	1.4	31年 ～35年	1.1				
36年 ～40年	4.3	51年 ～55年	2.8	31年 ～35年	6.0	31年 ～35年	6.0	36年 ～40年	5.3	31年 ～35年	1.1	36年 ～40年	2.8	41年 以上		41年 以上	0.4	41年 ～45年	1.2	41年 ～45年	4.6	31年 以上	0.5	31年 ～35年	4.4	31年 以上	0.5	36年 以上	0.4				
41年 ～45年	3.6	56年 ～60年	1.3	36年 ～40年	4.7	36年 ～40年	4.7	41年 ～45年	4.4	36年 以上	0.4	41年 ～45年	1.1			46年 以上		46年 以上	0.4	46年 ～50年	3.8	36年 ～40年		36年 ～40年	2.9								
46年 ～50年	2.6	61年 以上	0.4	41年 ～45年	3.3	41年 ～45年	3.3	46年 ～50年	3.3	46年 以上		46年 以上	0.4							51年 ～55年	2.6			41年 ～45年				41年 ～45年	1.1				
51年 ～55年	1.7			46年 ～50年	1.3	46年 ～50年	1.3	51年 ～55年	2.3											56年 ～60年	1.0	46年 以上						46年 以上	0.4				
56年 ～60年	0.8			51年 以上	0.4	51年 以上	0.4	56年 ～60年	0.9											61年 以上	0.4												
61年 以上	0.3					61年 以上	0.3																										

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出 期 限	転送 データ
組 合 員 等	果樹共済加入申込書 果樹共済掛金分納延納保証書	例第5号 例第6号		組合等の共済規定に定めた期日	
組 合 等	標準収量表(案) 標準収量表グラフ(案) 園地台帳兼植栽図 果樹共済加入承諾書及び共済掛金等納入(口座振替) 通知書(兼内容通知書) 果樹共済樹園地単位方式共済関係内容通知書	第1号 第2号 例第4号 例第7号 例第8号	} 都道府県(1部)	} 作成したとき	
特 定 組 合 以 外	引受通知書(半相殺方式・全相殺方式・樹園地単位方式) 引受通知書(災害収入共済方式) 引受通知書(樹体共済)	第9号 第10号 第11号	} 連合会(1部) 都道府県(1部) 農林水産省(1部)	} 連合会の定めた期日	有 有 有

書 類 様 式 目 録

	書 類 名	様 式 番 号	提 出 先	提 出 期 限	転送 データ																																																			
特 定 組 合	引受通知書(半相殺方式・全相殺方式・樹園地単位方式)	第12号	都道府県(1部) 農林水産省(1部)	<table><tr><th>共済目的の種類</th><th>減収総合短縮方式 及び特定危険方式 以外の収穫共済吸 び樹体共済</th><th>減収総合短縮方式 及び特定危険方式 による収穫共済</th></tr><tr><td>うんしゅうみかん</td><td>9月末日</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>なつみかん</td><td>9月末日</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>いよかん</td><td>9月末日</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>指定かんきつ</td><td>9月末日</td><td>7月末日</td></tr><tr><td>りんご</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>ぶどう</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>なし</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>もも</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>おうとう</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>びわ</td><td>9月末日</td><td>4月末日</td></tr><tr><td>かき</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>くり</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>うめ</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>すもも</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>キウイフルーツ</td><td>9月末日</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>パインアップル</td><td>9月末日</td><td>—</td></tr></table>	共済目的の種類	減収総合短縮方式 及び特定危険方式 以外の収穫共済吸 び樹体共済	減収総合短縮方式 及び特定危険方式 による収穫共済	うんしゅうみかん	9月末日	7月末日	なつみかん	9月末日	7月末日	いよかん	9月末日	7月末日	指定かんきつ	9月末日	7月末日	りんご	9月末日	6月末日	ぶどう	9月末日	6月末日	なし	9月末日	6月末日	もも	9月末日	6月末日	おうとう	9月末日	6月末日	びわ	9月末日	4月末日	かき	9月末日	6月末日	くり	9月末日	6月末日	うめ	9月末日	6月末日	すもも	9月末日	6月末日	キウイフルーツ	9月末日	6月末日	パインアップル	9月末日	—	有 有 有
	共済目的の種類	減収総合短縮方式 及び特定危険方式 以外の収穫共済吸 び樹体共済		減収総合短縮方式 及び特定危険方式 による収穫共済																																																				
	うんしゅうみかん	9月末日		7月末日																																																				
なつみかん	9月末日	7月末日																																																						
いよかん	9月末日	7月末日																																																						
指定かんきつ	9月末日	7月末日																																																						
りんご	9月末日	6月末日																																																						
ぶどう	9月末日	6月末日																																																						
なし	9月末日	6月末日																																																						
もも	9月末日	6月末日																																																						
おうとう	9月末日	6月末日																																																						
びわ	9月末日	4月末日																																																						
かき	9月末日	6月末日																																																						
くり	9月末日	6月末日																																																						
うめ	9月末日	6月末日																																																						
すもも	9月末日	6月末日																																																						
キウイフルーツ	9月末日	6月末日																																																						
パインアップル	9月末日	—																																																						
連 合 会	再保険引受通知書(半相殺方式・全相殺方式・樹園地単位方式)	第15号	都道府県(1部) 農林水産省(1部)		有 有 有																																																			
	再保険引受通知書(災害収入共済方式)	第16号																																																						
	再保険引受通知書(樹体共済)	第17号																																																						
都 道 府 県	標準収量表 標準収量表グラフ 組合等別10アール当たり収穫量決定報告書	第1号 第2号 第3号	農林水産省(1部) (通知)連合会(1部) 組合等(1部) 農林水産省(1部)	作成したとき																																																				

(注意)

- (1) 「転送データ」とは、果樹共済システムにより作成された磁気データをいう。
(2) 様式番号中「例」とあるのは、例として示したもので、これに準じて作成しても差し支えない。

年産別標準収量表(平成 年産)

合併識別コード		共済目的の種類		類区分	指示単収	年産別適用係数														組合等番号		
																				組合等名		

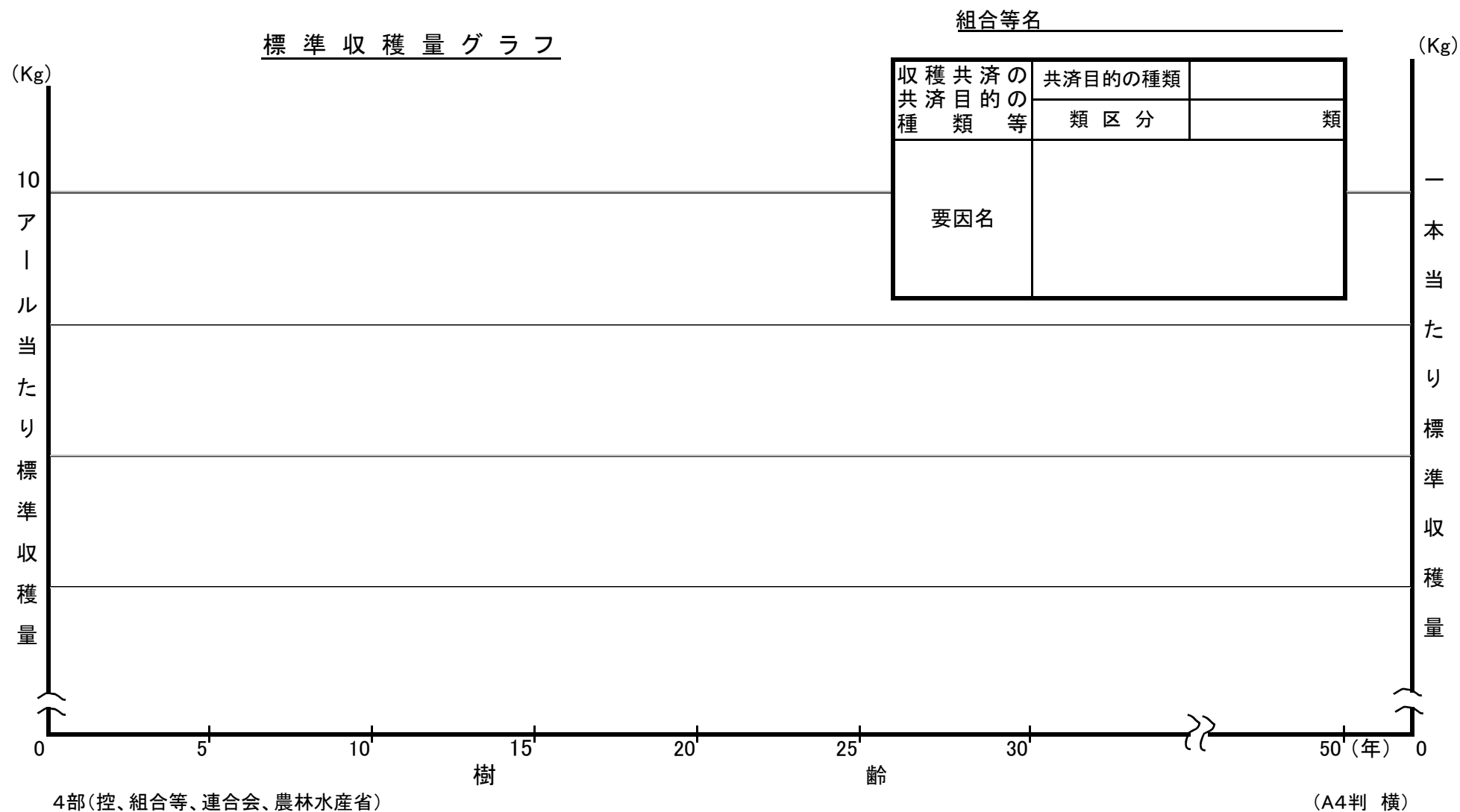
番号	樹齡 項目																			合計 (平均)
	10a当たり標準収穫量(kg)																			
	1本当たり標準収穫量(kg)																			
	10a当たり植栽本数(本)																			
	結果樹面積(a)																			
	推定収穫量(kg)																			
	推定植栽本数(本)																			
	10a当たり標準収穫量(kg)																			
	1本当たり標準収穫量(kg)																			
	10a当たり植栽本数(本)																			
	結果樹面積(a)																			
	推定収穫量(kg)																			
	推定植栽本数(本)																			
	10a当たり標準収穫量(kg)																			
	1本当たり標準収穫量(kg)																			
	10a当たり植栽本数(本)																			
	結果樹面積(a)																			
	推定収穫量(kg)																			
	推定植栽本数(本)																			
	10a当たり標準収穫量(kg)																			
	1本当たり標準収穫量(kg)																			
	10a当たり植栽本数(本)																			
	結果樹面積(a)																			
	推定収穫量(kg)																			
	推定植栽本数(本)																			
	10a当たり標準収穫量(kg)																			
	1本当たり標準収穫量(kg)																			
	10a当たり植栽本数(本)																			
	結果樹面積(a)																			
	推定収穫量(kg)																			
	推定植栽本数(本)																			

作成年月日

様式第1号

注 意

- (1) この標準収量表は、収穫共済の共済目的の種類等ごとに作成すること。ただし、同一の収穫共済の共済目的の種類等たる果樹であっても品種、組合等の区域を分けた地域又は栽培条件(地形等)、植栽形態(密植栽培、わい化栽培等)等の要因により平均単位当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表を作成すること。
- (2) 樹齢の刻みは、樹齢ごとの単位当たり収穫量の格差を勘案して設定するものとするが、おおむね成長期は、1年、盛果期は3～5年、衰退期は1～3年を標準とすること。
- (3) 作成した要因別標準収量表ごとに、標準収穫量グラフ(様式第2号)を添付すること。
- (4) 標準収量表は、引受要綱の第2章第1節第1の1の(2)に基づき、新しく作成したときに農林水産省経営局長に報告すること。(年産別適用係数欄を斜線とし、年産別及び(平成 年産)を二本線で消し、年産別適用係数を適用する前のものとする。)



注意 (1) この標準収穫量グラフは、要因別の標準収量表ごとに作成すること。
 (2) 樹齢の刻みは、1年とする。

組合等名		区 分															
		類				類				類				類			
		平均単位当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定単位当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均単位当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定単位当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均単位当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定単位当 たり収穫量 ④=①×(E)	平均単位当 たり収穫量 ①	年産 結果樹面積 ②	見込収穫量 (左の加重値) ③=①×②	決定単位当 たり収穫量 ④=①×(E)
実 施 組 合 等		Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg	Kg	a	Kg	Kg
	小計(平均)	$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$	
非 実 施 組 合 等																	
	小計(平均)	$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$		$\Sigma ③ \div \Sigma ②$	$\Sigma ②$	$\Sigma ③$	
計(平均)		$(B) \div (A)$	$\Sigma \Sigma ② = (A)$	$\Sigma \Sigma ③ = (B)$		$(B) \div (A)$	$\Sigma \Sigma ② = (A)$	$\Sigma \Sigma ③ = (B)$		$(B) \div (A)$	$\Sigma \Sigma ② = (A)$	$\Sigma \Sigma ③ = (B)$		$(B) \div (A)$	$\Sigma \Sigma ② = (A)$	$\Sigma \Sigma ③ = (B)$	
県(都道府)合計等		結果樹面積 $\Sigma (A)$			見込収穫量 $\Sigma (B)$			平均単位当たり収穫量 (C) $\Sigma (B) \div \Sigma (A)$			農林水産省決定単位当たり収穫量 (D)			修正係数 (E) $(D) \div (C)$			
		a			Kg			Kg			Kg						

2部(控、農林水産省)

(A4判 横)

- 注意 (1) ①及び②欄は、要綱第2章第2節第1の定めるところにより算出すること。
- (2) (E)欄は、小数点以下第5位を四捨五入して、小数点以下第4位まで記入すること。
- (3) 様式中組合等ごとの類の合計が必要な場合は、様式の右欄に合計欄を加えても差し支えない。

注意 (1) 幼木を含めた果樹の全部について記入すること。
(2) 樹齢は、園地台帳作成時の樹齢とすること。
(3) 樹園地の状況欄は、傾斜、土質、水はけ等について具体的に記入すること。
(4) 肥培管理の状況欄は、整枝・剪定の状況、施肥の状況、病虫害の発生状況等について具体的に記入すること。
(5) 果樹の状況欄は、樹勢、樹体の損傷、高接ぎ(更新方法、更新後の経過年数)等について具体的に記入すること。

殿

果 樹 共 済 加 入 申 込 書

申 込 年 月 日 年 月 日 (提出期限 月 日)
樹種名 について定款及び共済規程(条例)を了知の上、下記により加入申込みを致します。

加入にあたり、この加入申込書記載内容の事項は事実と相違ないこと、申込みできる果樹(樹園地)の全てであること及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。
なお、全相殺方式又は災害収入共済方式に付する果樹については、出荷計画のとおり果実を農業協同組合等を通じて共同出荷しています。

引受方式

樹体共済加入の有無
有 ・ 無

		年 産 加 入	
		(参考) 前回契約時の共済金額	付保割合
収穫共済	1類	円	%
	2類	円	
	3類	円	
		円	
樹体共済		円	%

申込者住所

組合員等番号

申込者氏名

印

集計地区

地区名

大地区

小地区

樹園地等情報

類区分	細区分	園地番号	地名地番 耕地番号	品種名	樹齡 (年生)	対象面積 (a)	対象本数 (本)	高接ぎ等	防災施設	植栽形態	備考	園地 条件指数 (ランク)	肥培 管理指数 (ランク)	高接ぎ・樹体の 損傷等による 修正係数

出荷計画(全相殺方式を申し込む場合に記入ください。)

類区分	細区分	品種名	見込 収穫量 (kg)	見込贈答 用等数量 (kg)	総見込 出荷量 (kg)	出荷仕向先別出荷割合(%)		
						仕向先名	仕向先名	仕向先名
合計								

出荷計画(災害収入共済方式を申し込む場合に記入ください。)

見込 収穫量 (kg)	見込贈答 用等数量 (kg)	総見込 出荷量 (kg)	出荷仕向先別出荷割合(%)		
			仕向先名	仕向先名	仕向先名

共済掛金の分納又は延納を申請する場合は、該当欄に○を記入してください。

	分納を申請する。(担保物件又は保証人が必要となります。)
	延納を申請する。(担保物件又は保証人が必要となります。)

担保物件を供する場合には担保物件を記入してください。

この申請にあたり農業共済組合共済規程(市町村条例)の規定に基づき、下記物件を貴組合(市町村)の担保に供します。

記

(担保物件)

(記入についてのお願い)

- (1) 「樹種名」欄には、加入を希望する樹種を記入してください。なお、複数の樹種について加入を希望される場合は、それぞれごとに加入申込書の提出が必要となります。
- (2) 「樹体共済加入の有無」欄は、該当する方を○で囲ってください。
- (3) 「付保割合」欄の割合については、〇〇%～〇〇%の範囲で選択してください。
- (4) 「樹園地等情報」の各欄は、共済責任期間内に収穫を予定している果樹の全部について太線枠内に必要事項を記入してください。
- (5) 同一の地名地番の樹園地に品種又は樹齢の異なる果樹が植栽されているときは、行を分けてそれぞれ別に記入し、「対象面積」欄以降はそれぞれの行に対応した値等を記入してください。
- (6) 対象面積に0.1アール未満の端数が生じる場合は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。
- (7) 「高接ぎ等」欄には、高接ぎ更新中の果樹又は樹体の損傷を受けた果樹がある場合にその旨を記入し、「備考」欄に更新方法及び更新後の経過年数又は樹体の損傷程度及び損傷後の経過年数を記入してください。
- (8) 「防災施設」欄には、次の該当施設を設置している場合にその施設名を記入してください。
りんご(防風ネット、多目的ネット、防霜ファン)、ぶどう(防風ネット、防鳥ネット、多目的ネット、雨よけ施設)、
なし(防風ネット、防ひょうネット、防鳥ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯)、もも(防風ネット、多目的ネット、防霜ファン、防蛾灯)、
おうとう(雨よけ施設)、かき(防風ネット、防ひょうネット、防霜ファン)
- (9) 「出荷計画」欄は、全相殺方式(減収総合方式、品質方式)又は災害収入共済方式で加入を希望する場合に記入してください。
- (10) 「見込贈答用等数量」欄は、見込収穫量のうち、贈答用に仕向けられると見込まれる果実の数量及び自家で消費する果実の数量を記入してください。
- (11) 「出荷仕向先別出荷割合」欄は、仕向先名(農協名等)とその仕向先別の見込出荷量の総見込出荷量に対する割合を記入してください。
- (12) 「共済掛金の分納又は延納申請」欄については、無記入の場合は通常の納入方法となります。
- (13) 分納又は延納で共済掛金を納入するためには、担保物件又は保証人が必要となります。担保物件を供さない場合は、農業共済組合(市町村)から共済掛金の額の通知がされましたら、速やかに果樹共済共済掛金分納延納保証書を農業共済組合(市町村)に提出してください。
- (14) 継続加入の方は、前回の契約内容が記載された加入申込書が送付されます。契約内容をご確認のうえ、訂正する場合は、訂正箇所を二本線で消し加筆してください。また、訂正箇所には必ず押印をお願いします。
- (15) 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- (16) 全ての欄に記入が終わったときは、署名捺印の上、農業共済組合(市町村)へ提出してください。
- (17) 提出後、記入事項に誤りがあった場合、あるいは変更があった場合には速やかに届け出てください。

(注意)

- (1) 加入申込書は、配付前に印字可能な項目はすべて印字したうえで配付すること。
- (2) 継続加入者用の加入申込書は、年産欄、提出期限欄を修正し、申込年月日を空欄とする以外は、前回の契約内容記載事項をすべて印字し配付すること。
- (3) 加入者から加入申込書の変更の届け出がなされた場合は、変更内容を十分審査し、その変更理由を明らかにしておくこと。
- (4) 加入申込書は、引受通知書とともに保管すること。なお、加入者から加入申込書の変更の届け出がなされた場合は、当該変更届けと変更を反映した加入申込書の両方を保管すること。
- (5) 原則、複写紙等を用いて申込者用の控えを作成すること。なお、作成する場合は、記入についてのお願いの中に、「(18) 加入申込書の控えは大切に保管してください。」を加えること。

果樹共済掛金 分納 保証書
延納

私は、下記果樹共済加入申込者が果樹共済掛金を納付しなかったときは、申込者にかわ
って組合(市町村)の指示に従い、下記の共済掛金を納付することを保証いたします。

〇〇〇 農業共済組合長
〇〇〇 市 町 村 長

平成 年 月 日
保証人住所

氏名 _____ 印

記

申込者住所

氏名

共済掛金 円

納入期限 平成 年 月 日

(注) 分納又は延納のいずれかに○印をつけて提出してください。

様式例第7号

平成 年産果樹共済加入承諾書及び共済掛金等納入(口座振替)通知書(兼内容通知書)

平成 年 月 日
農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長) 印

(組合員等番号)
(住所)
(氏名)

果樹共済への加入を承諾し、平成 年 月 日に共済関係が成立しましたので加入承諾書を交付いたします。また、所定の期日までに共済掛金等を納入してください。
なお、口座振替の場合は、下記口座から振替え致します。

記

1. 共済関係の内容

引受方式						
共済事故						
共済責任期間の始期及び終期						
共済目的	種類等	面積	本数	共済価額	共済金額	共済掛金(A)
		a	本	円	円	円
	計	a	本	円	円	円
賦課金(B)		円				
納入額(A)+(B)		円				

2. 納入金額等

区 分	一括又は第1回分	第2回分
振替金額(納入金額)	円	円
振替月日		
納入期限		
振替先金融機関名		
口座番号		

(注意)

- 一括又は第1回分の納入期限までに共済掛金の払込がない場合、〇〇農業共済組合共済規程(〇〇村(市町)農業共済条例)第〇条の〇の規定によりあなたとの当該共済関係を解除することとなりますので、予めご了承ください。また、第2回分の納入額がある方は、その納入期限までに共済掛金の払込がない場合は、共済規程(農業共済条例)第〇条の規定により準用する同第〇条により延滞金が課せられますので、併せてご了承ください。
- 樹園地単位方式については、明細を「共済関係内容通知書」で確認してください。
- 共済価額欄については樹体共済のみ記載しています。
- 通知等すべき事項は別紙の通りであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。
- 上記4の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

(作成上の注意)

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第15条第1項及び第2項、第80条第3項並びに第85条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、上記4の「別紙」を「裏面」とすること。なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。
- 共済掛金等を現金で納入する場合は、納入金額等の項目に納入場所欄を追加すること。

様式例第8号

平成 年産 果樹共済 樹園地単位方式 共済関係内容通知書
(この書類は「加入承諾書」の共済関係の内容の明細です。)

農業共済組合(市町村)

共済目的 の種類		大地区		住 所		組合員等番号	
		小地区				組合員等氏名	
引受方式		集計地区		電話番号			

園地番号	類区分	地名地番	引受面積(a)	引受本数(本)	共済金額(円)	備 考
実園地計						
実園地計						
実園地計						
総 合 計						

平成 年産収穫共済引受通知書
(方式)

農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
平成 年 月 日
農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長) 印

農業災害補償法第127条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
収穫共済区分	
防災施設割引	
危険段階	

引受戸数(延)	戸	通常標準被害率	%
引受戸数(実)	戸	通常責任共済金額	円
引受面積	a	異常責任共済金額	円
園地数(延)		再保険金額	円
園地数(実)		通常歩合保険金額	円
引受本数	本	異常歩合保険金額	円
標準収穫量	kg	保険金額	円
標準収穫金額	円	異常共済掛金標準率	%
共済金額	円	異常責任共済掛金	円
基準共済掛金	円	通常責任共済掛金	円
共済掛金	円	再保険料	円
国庫負担額	円	通常歩合保険料	円
農家負担額	円	異常歩合保険料	円
収穫責任保険歩合	%	保険料	円
		組合等交付金	円
		組合等納入保険料	円
		納入再保険料	円

(注意)

1 この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(引受通知書明細部、引受通知書類合計、引受通知書合計、掛金集計類区分計、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。

2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。

国庫負担額＝基準共済掛金×0.5

農家負担額＝共済掛金－国庫負担額

通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率

異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額

再保険金額＝異常責任共済金額×0.9

通常歩合保険金額＝通常責任共済金額×収穫責任保険歩合

異常歩合保険金額＝(異常責任共済金額－再保険金額)×収穫責任保険歩合

保険金額＝再保険金額＋通常歩合保険金額＋異常歩合保険金額

異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率

通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金

再保険料＝異常責任共済掛金×0.9

通常歩合保険料＝通常責任共済掛金×収穫責任保険歩合

異常歩合保険料＝(異常責任共済掛金－再保険料)×収穫責任保険歩合

保険料＝再保険料＋通常歩合保険料＋異常歩合保険料

組合等交付金＝国庫負担額－保険料

組合等納入保険料＝保険料－国庫負担額

納入再保険料＝再保険料－国庫負担額

平成 年産収穫共済引受通知書
(災害収入共済方式)

農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
平成 年 月 日
農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長) 印

農業災害補償法第127条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
収穫共済区分	
防災施設割引	
危険段階	

引受戸数	戸	異常責任共済金額	円
引受面積	a	再保険金額	円
園地数		通常歩合保険金額	円
引受本数	本	異常歩合保険金額	円
基準生産金額	円	保険金額	円
共済金額	円	異常共済掛金標準率	%
基準共済掛金率	%	異常責任共済掛金	円
基準共済掛金	円	通常責任共済掛金	円
共済掛金率	%	再保険料	円
共済掛金	円	通常歩合保険料	円
国庫負担額	円	異常歩合保険料	円
農家負担額	円	保険料	円
収穫責任保険歩合	%	組合等交付金	円
通常標準被害率	%	組合等納入保険料	円
通常責任共済金額	円	納入再保険料	円

(注意)

1 この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(PQ引受通知書明細部、PQ引受通知書合計、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。

2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。

国庫負担額＝基準共済掛金×0.5

農家負担額＝共済掛金－国庫負担額

通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率

異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額

再保険金額＝異常責任共済金額×0.9

通常歩合保険金額＝通常責任共済金額×収穫責任保険歩合

異常歩合保険金額＝(異常責任共済金額－再保険金額)×収穫責任保険歩合

保険金額＝再保険金額＋通常歩合保険金額＋異常歩合保険金額

異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率

通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金

再保険料＝異常責任共済掛金×0.9

通常歩合保険料＝通常責任共済掛金×収穫責任保険歩合

異常歩合保険料＝(異常責任共済掛金－再保険料)×収穫責任保険歩合

保険料＝再保険料＋通常歩合保険料＋異常歩合保険料

組合等交付金＝国庫負担額－保険料

組合等納入保険料＝保険料－国庫負担額

納入再保険料＝再保険料－国庫負担額

平成 年度樹体共済引受通知書

農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
平成 年 月 日
農業共済組合(市町村)
組合長理事(市町村長) 印

農業災害補償法第127条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
危険段階	

引受戸数	戸	異常責任共済金額	円
引受面積	a	再保険金額	円
園地数		通常歩合保険金額	円
引受本数	本	異常歩合保険金額	円
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	保険金額	円
共済価額	円	異常共済掛金標準率	%
共済金額	円	異常責任共済掛金	円
基準共済掛金率	%	通常責任共済掛金	円
基準共済掛金	円	再保険料	円
共済掛金率	%	通常歩合保険料	円
共済掛金	円	異常歩合保険料	円
国庫負担額	円	保険料	円
農家負担額	円	組合等交付金	円
樹体責任保険歩合	%	組合等納入保険料	円
通常標準被害率	%	納入再保険料	円
通常責任共済金額	円		

(注意)

1 この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(樹体引受通知書明細部、樹体引受通知書合計部、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。

2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。

国庫負担額＝基準共済掛金×0.5

農家負担額＝共済掛金－国庫負担額

通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率

異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額

再保険金額＝異常責任共済金額×0.9

通常歩合保険金額＝通常責任共済金額×収穫責任保険歩合

異常歩合保険金額＝(異常責任共済金額－再保険金額)×樹体責任保険歩合

保険金額＝再保険金額＋通常歩合保険金額＋異常歩合保険金額

異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率

通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金

再保険料＝異常責任共済掛金×0.9

通常歩合保険料＝通常責任共済掛金×樹体責任保険歩合

異常歩合保険料＝(異常責任共済掛金－再保険料)×樹体責任保険歩合

保険料＝再保険料＋通常歩合保険料＋異常歩合保険料

組合等交付金＝国庫負担額－保険料

組合等納入保険料＝保険料－国庫負担額

納入再保険料＝再保険料－国庫負担額

平成 年産収穫共済引受通知書
(方式)

農林水産大臣

殿

第 号
平成 年 月 日
県(都道府) 農業共済組合
組合長理事 印

農業災害補償法第142条において準用する第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類		都道府県番号	
収穫共済区分		都道府県名	
防災施設割引			
危険段階			

引受戸数(延)	戸	通常標準被害率	%	
引受戸数(実)	戸	通常責任共済金額	円	
引受面積	a	異常責任共済金額	円	
園地数(延)		保険金額	円	
園地数(実)		異常共済掛金標準率	%	
引受本数	本	異常責任共済掛金	円	
標準収穫量	kg	通常責任共済掛金	円	
標準収穫金額	円	保険料	円	
共済金額	円	組合手持掛金	円	
共済掛金	総額	円	組合交付金	円
	国庫負担額	円	納入保険料	円
	農家負担額	円		

摘 用	
-----	--

- (注意)
- 1 この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(引受通知書明細部、引受通知書類合計、引受通知書合計、再保険引受種類等明細、再保険引受種別計、再保険引受合計、掛金集計類区分計、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。
- 2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。
- 国庫負担額＝基準共済掛金×0.5
農家負担額＝共済掛金－国庫負担額
通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率
異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額
保険金額＝異常責任共済金額×0.9
異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率
通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金
保険料＝異常責任共済掛金×0.9
組合手持掛金＝共済掛金－保険料
組合交付金＝国庫負担額－保険料
納入保険料＝保険料－国庫負担額

平成 年産収穫共済引受通知書
(災害収入共済方式)

農林水産大臣

殿

第 号
平成 年 月 日
県(都道府) 農業共済組合
組合長理事 印

農業災害補償法第142条において準用する第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
防災施設割引	
危険段階	

都道府県番号	
都道府県名	

引受戸数		戸	通常標準被害率		%
引受面積		a	通常責任共済金額		円
園地数			異常責任共済金額		円
引受本数		本	保険金額		円
基準生産金額		円	異常共済掛金標準率		%
共済金額		円	異常責任共済掛金		円
共済掛金	総額	円	通常責任共済掛金		円
	国庫負担額	円	保険料		円
	農家負担額	円	組合手持掛金		円
			組合交付金		円
			納入保険料		円

摘 用	
-----	--

(注意)

1 この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(PQ引受通知書明細部、PQ引受通知書合計、PQ再保険引受通知書、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。

2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。

国庫負担額＝基準共済掛金×0.5
 農家負担額＝共済掛金－国庫負担額
 通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率
 異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額
 保険金額＝異常責任共済金額×0.9
 異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率
 通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金
 保険料＝異常責任共済掛金×0.9
 組合手持掛金＝共済掛金－保険料
 組合交付金＝国庫負担額－保険料
 納入保険料＝保険料－国庫負担額

平成 年度樹体共済引受通知書

農林水産大臣

殿

第 号
平成 年 月 日
県(都道府) 農業共済組合
組合長理事 印

農業災害補償法第142条において準用する第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	
危険段階	

都道府県番号	
都道府県名	

引受戸数	戸	通常標準被害率	%
引受面積	a	通常責任共済金額	円
園地数		異常責任共済金額	円
引受本数	本	保険金額	円
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	異常共済掛金標準率	%
共済価額	円	異常責任共済掛金	円
共済金額	円	通常責任共済掛金	円
共 済 掛 金	総額	保険料	円
	国庫負担額	組合手持掛金	円
	農家負担額	組合交付金	円
		納入保険料	円

摘 用	
-----	--

(注意)

- この引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる引受通知書に添付する電子データ(樹体引受通知書明細部、樹体引受通知書合計部、再保険引受通知書樹体、掛金集計合計部、QP2計算書危険段階、QP2計算書種別明細、QP2計算書合計)を別途送信するものとする。
- 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。
 国庫負担額＝基準共済掛金×0.5
 農家負担額＝共済掛金－国庫負担額
 通常責任共済金額＝共済金額×通常標準被害率
 異常責任共済金額＝共済金額－通常責任共済金額
 保険金額＝異常責任共済金額×0.9
 異常責任共済掛金＝共済金額×異常共済掛金標準率
 通常責任共済掛金＝共済掛金－異常責任共済掛金
 保険料＝異常責任共済掛金×0.9
 組合手持掛金＝共済掛金－保険料
 組合交付金＝国庫負担額－保険料
 納入保険料＝保険料－国庫負担額

平成 年産収穫共済再保険引受通知書
(方式)

農林水産大臣

殿

第 号

平成

年

月

日

県(都道府)

農業共済組合連合会

会長理事

印

農業災害補償法第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類		都道府県番号	
収穫共済区分		都道府県名	

引受戸数(延)	戸	通常歩合保険金額	円	
引受戸数(実)	戸	異常歩合保険金額	円	
引受面積	a	保険金額	円	
園地数(延)		異常責任共済掛金	円	
園地数(実)		通常責任共済掛金	円	
引受本数	本	再保険料	円	
標準収穫量	kg	通常歩合保険料	円	
標準収穫金額	円	異常歩合保険料	円	
共済金額	円	保険料	円	
共 済 掛 金	総額	円	組合等交付金	円
	国庫負担額	円	徴収保険料	円
	農家負担額	円	納入再保険料	円
通常責任共済金額	円	連合会手持保険料	円	
異常責任共済金額	円	連合会交付金	円	
再保険金額	円	実納入再保険料	円	

引受組合等数						計
						延
						実

摘 用	
-----	--

(注意)

- この再保険引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる再保険引受通知書に添付する電子データ(再保険引受種類等明細、再保険引受種別計、再保険引受合計)を別途送信するものとする。
- 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。
連合会手持保険料＝保険料－再保険料
連合会交付金＝連合会手持保険料－徴収保険料
実納入再保険料＝徴収保険料－連合会手持保険料

平成 年産収穫共済再保険引受通知書
(災害収入共済方式)

農林水産大臣

殿

第 号

平成

年

月

日

県(都道府)

農業共済組合連合会

会長理事

印

農業災害補償法第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類	都道府県番号	
	都道府県名	

引受戸数		戸	異常歩合保険金額	円
引受面積		a	保険金額	円
園地数			異常責任共済掛金	円
引受本数		本	通常責任共済掛金	円
基準生産金額		円	再保険料	円
共済金額		円	通常歩合保険料	円
共 済 掛 金	総額	円	異常歩合保険料	円
	国庫負担額	円	保険料	円
	農家負担額	円	組合等交付金	円
通常責任共済金額		円	徴収保険料	円
異常責任共済金額		円	納入再保険料	円
再保険金額		円	連合会手持保険料	円
通常歩合保険金額		円	連合会交付金	円
			実納入再保険料	円

引受組合等数		摘 用	
--------	--	-----	--

(注意)

- この再保険引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる再保険引受通知書に添付する電子データ(PQ再保険引受通知書)を別途送信するものとする。
- 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。
連合会手持保険料＝保険料－再保険料
連合会交付金＝連合会手持保険料－徴収保険料
実納入再保険料＝徴収保険料－連合会手持保険料

平成 年度樹体共済再保険引受通知書

農林水産大臣

殿

第 号

平成

年

月

日

県(都道府)

農業共済組合連合会

会長理事

印

農業災害補償法第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

共済目的の種類		都道府県番号	
		都道府県名	

引受戸数	戸	異常歩合保険金額	円	
引受面積	a	保険金額	円	
園地数		異常責任共済掛金	円	
引受本数	本	通常責任共済掛金	円	
標準収穫金額 (基準生産金額)	円	再保険料	円	
共済価額	円	通常歩合保険料	円	
共済金額	円	異常歩合保険料	円	
共 済 掛 金	総額	円	保険料	円
	国庫負担額	円	組合等交付金	円
	農家負担額	円	徴収保険料	円
通常責任共済金額	円	納入再保険料	円	
異常責任共済金額	円	連合会手持保険料	円	
再保険金額	円	連合会交付金	円	
通常歩合保険金額	円	実納入再保険料	円	

引受組合等数		摘 用	
--------	--	-----	--

(注意)

1 この再保険引受通知書の内訳として、果樹共済システムによる再保険引受通知書に添付する電子データ(再保険引受通知書樹体)を別途送信するものとする。

2 以下の項目の計算式は、次のとおりである。なお、1円未満の端数は切り捨てである。

連合会手持保険料＝保険料－再保険料

連合会交付金＝連合会手持保険料－徴収保険料

実納入再保険料＝徴収保険料－連合会手持保険料